

第4章 NPO法人の運営

1 NPO法人になってからの各種手続

※詳細については、各項目の該当ページを参照

(1) 定期的に提出するもの

提出書類の種類	概 要	提出時期
事業報告書等	毎年、事業報告書、計算書類（活動計算書（当分の間、収支計算書による提出も可）、貸借対照表）、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員10人以上の者の名簿の提出が必要	・1年に1回 ・事業年度終了後3か月以内
役員変更等届出書	役員の任期は2年以内であり、再任の場合も届出が必要なことから、少なくとも2年に1回は提出が必要 その他、随時、辞任・新任・住所変更等があれば、届出が必要（変更後の役員名簿も提出が必要）	・少なくとも2年に1回 ・変更後遅滞なく

(2) 役員に関して変更があったとき ※再掲

提出書類の種類	概 要	提出時期
役員変更等届出書	役員の任期は2年以内であり、再任の場合も届出が必要なことから、少なくとも2年に1回は提出が必要 その他、随時、辞任・新任・住所変更等があれば、届出が必要（変更後の役員名簿も提出が必要）	・少なくとも2年に1回 ・変更後遅滞なく

(3) 定款を変更するとき

提出書類の種類	概 要	提出時期
定款変更 認証申請書	定款の変更（目的、名称、事業の種類等91ページ参照）をする場合は、所轄庁の認証が必要	変更しようとするとき（総会の議決後）

(4) 事務所の移転・設置・廃止（※1 大阪府内（ただし大阪市又は堺市内のみに事務所を設置する法人を除く）に限る）、資産、公告に関する定款の変更、役員の定数の変更等をするとき

提出書類の種類	概 要	提出時期
定款変更届出書	定款の変更（同一都道府県内の事務所の移転（※1）、設置、廃止や役員の定数の変更等107ページ参照）する場合は、定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）、変更後の定款を添えて定款変更届が必要	変更後遅滞なく

(5) 定款の変更に係る登記をしたとき

提出書類の種類	概 要	提出時期
定款の変更にかかる登記事項証明書	定款変更に係る登記をしたときは、遅滞なく登記事項証明書を提出	登記後遅滞なく

(6) 解散するとき

【 総会決議、社員の欠亡、破産手続開始の決定等により解散する場合 】

提出書類の種類	概 要	提出時期
解散届出書	届出が必要	解散後遅滞なく（解散登記後）
清算終了届出書	解散した法人の清算が終了したときは、届出が必要	清算が終了したとき

【上記以外の事由による解散や下記に該当する場合】

- ・ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散しようとする場合

解散認定申請書⇒所轄庁の認定が必要

解散しようとするときまで提出

- ・ 残余財産の帰属先の定めがない場合（国又は地方公共団体に譲渡）

残余財産譲渡認証申請書⇒所轄庁の認証が必要

解散登記後清算が終了するまでに提出

- ・ 清算の途中で、清算人が新たに就職した場合

清算人就職届出書⇒所轄庁に届出が必要

就職後2週間以内に提出

(7) 合併するとき

提出書類の種類	概 要	提出時期
合併認証申請書	他の特定非営利活動法人と合併するには、所轄庁の認証が必要	合併しようとするとき（総会の議決後）

※認定NPO法人又は特例認定NPO法人と合併する場合は、大阪府が作成している「認定の手引き」をご覧ください。

(8) その他

① 登記の変更

登記事項（令第2条）	内 容
1 目的及び業務	定款に記載された目的、活動の種類及び事業の種類
2 名称	定款に記載された法人の名称
3 事務所	主たる事務所・従たる事務所の所在地
4 代表権を有する者の氏名、住所及び資格	定款に記載された設立当初の役員のうち、代表権を有する者の 氏名、住所及び資格
5 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由	定款に記載された存立時期又は解散事由
6 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	定款に記載された代表権の範囲又は制限に関する定め

※ 詳しくは、管轄する法務局（登記所）にお問い合わせください。

② 税務・保険関係

提出時期	届出の種類	届出の概要	届出・ 問合せ先等
法人を設立 したとき	法人設立等申告書	都道府県・市町村住民税（均等割）の課税対象となる（大阪府では税法上の収益事業を行わない場合、申請による減免措置あり）。事務所の所在する都道府県・市町村への届出が必要。また法人税法に定められている収益事業を行う場合のみ税務署にも届出が必要。	府税事務所 市町村
収益事業を 行うとき	収益事業開始申告書	物品販売など法人税法に定められている収益事業を行う場合、届出が必要	税務署 府税事務所 市町村
職員を雇用 するとき	給与支払事務所等の 開設届出書	職員の給与を支払う場合、法人は、その職員の所得税等の源泉徴収を行わなければならない。	税務署
	適用事業報告など	法人職員も労働者として労働基準法の適用を受ける。	労働基準 監督署
	労働保険関係成立届 など	労働者を1人でも雇用する法人は、すべて労働保険（労災保険、雇用保険）に加入する義務がある。	労働基準 監督署
	雇用保険適用事業所 設置届など		公共職業 安定所
	健康保険・厚生年金 保険新規適用届など	使用される者が1人以上いる法人は、すべて強制適用事業所となる。有給役員も「使用される者」となる。	全国健康 保険協会 年金事務所

※ 詳しくは、届出・問合せ先に確認してください。